

憲法カフェ8

女性プラザ祭  
2023

# 私たちの リプロダクティブ・ライツ について考える

2023年11月10日（金）

18：00開場 18：30～20：30

北海道立女性プラザ 610・620会議室  
※定員60名

やむを得ず妊娠を中絶しようとするとき、それを認める根拠となるのが、「母体保護法」です。この法律の前身が、数年前から悪名を知られ始めた「優生保護法」だということを、あなたはご存じでしょうか。母体保護法と優生保護法は、法律の名称も内容も大きく変わったかに見えます。かつてのように、国が不妊手術を強制する条文は、なくなりました。

では、妊娠・出産に関する情報を十分に得ること、産む・産まないを主体的に選ぶこと、産むに際して健康が保持されること、中絶に際して安全な方法がとられること、これらが確保されるようになったのかといえば、そうとはいいきれないようです。

優生保護法から母体保護法への変遷をたどり、そこにどんな問題があるのかを確かめながら、私たちの、そして私たちの社会の性と生殖に関する課題を考えたいと思います。

講師：

札幌学院大学法学部教授 岡田 久美子 氏

「優生保護法は終焉したのか？」

～産む・産まないを選択できる社会へ～」

コメンテーター：

勤医協札幌病院産婦人科副科長 長島 香 氏

○事前申し込み不要。直接会場へお越しください。

主催：北海道ジェンダー研究会・北海道立女性プラザ

